



(法令編)

No. 84

10月号

発行 三重県度会村 編集 総務課

(つづつておくと便利です。)

目次

条例

- 度会村立学校教職員通勤手当支給条例を廃止する条例……第十四号
(九月十一日公布)
- 度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例……第十五号
- 度会村診療所運営に関する給付条例……第十六号
- 度会村証人等の実費弁償に関する条例……第十七号
- 度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……第十八号
- 度会村母子健康センター運営に関する給付条例の一部を改正する条例……第十九号
- 度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例……第二十号
- 度会村職員定数条例の一部を改正する条例……第二十一号
- 度会村立学校用務員等条例を廃止する条例……第二十二号
- 会村防犯委員会条例の一部を改正する条例……第二十三号
- 度会村公告式条例の一部を改正する条例……第二十四号
- 度会村交通安全対策協議会設置条例等の一部を改正する条例……第二十五号
- 度会村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例……第二十六号
(十月三日公布)
- 度会村条例第十四号
度会村立学校教職員通勤手当支給条例を廃止する条例
昭和四十二年九月十一日
三重県度会村長 浜岡 和一
- 度会村条例第十五号
度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
昭和四十二年十月三日
三重県度会村長 浜岡 和一
- 度会村条例第十六号
度会村診療所運営に関する給付条例を廃止する条例
昭和四十二年十月三日
三重県度会村長 浜岡 和一
- 度会村条例第十七号
度会村証人等の実費弁償に関する条例を改正する
昭和四十二年十月三日
三重県度会村長 浜岡 和一

○度会村条例第十四号

度会村立学校教職員通勤手当支給条例を廃止する条例
右公布する。
昭和四十二年九月十一日
三重県度会村長 浜岡 和一

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の国民健康保険税から適用する。

○度会村条例第十六号

度会村診療所運営に関する給付条例を廃止する。
昭和四十二年十月三日
三重県度会村長 浜岡 和一

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月十五日から適用する。

○度会村条例第十五号

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する。
昭和四十二年十月三日
三重県度会村長 浜岡 和一

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月十五日から適用する。

別表

種別	日数	給付額
医師手当	一日	五、〇〇〇円

○度会村条例第十七号

度会村証人等の実費弁償に関する条例を改正する。
昭和四十二年十月三日
三重県度会村長 浜岡 和一

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月十五日から適用する。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百七条、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十九条の規定により、次に掲げる者の実費弁償の支給について定めることを目的とする。

一、法第七十四条の第三第三項の規定により選挙管理委員会の要求に応じ出頭した選挙人その他の関係人

二、法第百条第一項の規定により、議会が行なう調査のため出頭した者

三、法第百九十九条第七項の規定により監査委員の要求に応じ出頭した関係人

四、法第百九条第四項、第百十条第四項又は第二百七条第三項の規定により公聴会に参加した者

五、農業委員会等に関する法律第二十九条の規定により、農業委員会の要求に応じて出頭した者

（実費弁償）

第二条 前条に掲げる者に支給する実費弁償の額は、別表のとおりとする。

2 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

別表

鉄道賃	船賃	車賃	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)
二等実費	二等実費	実費	八〇〇円	一、五〇〇円

○度会村条例第十八号

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

別表第一中

地方自治法第百条第一項の規定により出頭した選挙人およびその他の関係人	日額	三〇〇円
地方自治法第百九条第四項および第二百七条第三項の規定による公聴会に参加した者	〃	三〇〇円
地方税法第四百三十三条第三項の規定による関係者が求めに応じた場合	〃	三〇〇円

を削り、

総会又は部会の招集に応じて出席した場合

農業委員会の委員が総会又は部会の招集に応じて出席した場合

度会村防犯委員会委員

年 額 一〇、〇〇〇円

を

度会村防犯委員会委員

年 額 三、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第十九号

度会村母子健康センター運営に関する給付条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

別表中

助産介助	一件	三、五〇〇円
委託料	につき	

助産の介助を委託した助産婦に対する給付をいい、この委託料は「施設勤務手当」給付の対象外であること。

を削り

三重県度会村村長 浜岡 和一

度会村母子健康センター運営に関する給付条例の一部を改正する条例

度会村母子健康センター運営に関する給付条例（昭和四十年度会村条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

給付額	一七五円
	一七五円
	三三〇円
車馬賃実費額の二分の一	

を

給付額	三〇〇円
	三〇〇円
	四〇〇円
車馬賃実費	

に改める。

別表の次に次の一行を加える。

年末手当	一人	三、〇〇〇円
につき		

十二月一日現在において在職する助産婦で同日以前三月以上の期間引き続きセンダに勤務した助産婦に対する給付であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

○度会村条例第二十号

度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡和一

度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例

度会村国民健康保険条例（昭和三十四年度会村条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削 除

第七条を次のように改める。

（助産費）

第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者（当該被保険者の属する世帯の世帯主）に対し、助産費として二千元を支給する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削 除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月一日から適用する。

○度会村条例第二十一号

度会村職員定数条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡和一

度会村職員定数条例の一部を改正する条例

附 則

度会村職員定数条例（昭和三十九年度会村条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「計四七人」を計「七一七人」に改め、「その他の職員七人」の次に次の三行を加える。

保育所長 四人

保育母 一三人

保育所給食婦 四人

第二条第一項第四号中「学校給食員三人」を「学校給食員一〇人」に改め、「学校給食員三人」の次に次の二行を加える。

学校用務員 九人

計 三二人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十二号

度会村立学校用務員等定数条例を廃止する条例
右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡和一

度会村立学校用務員等定数条例を廃止する条例

度会村立学校用務員等定数条例（昭和四十一年度会村条例第十六号）は、廃止する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十三号

度会村防犯委員会条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡和一

度会村防犯委員会条例の一部を改正する条例

度会村防犯委員会条例（昭和三十九年度会村条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十四人」を「三十四人」に、第六条中「村庁庶務課」を「村総務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十四号

度会村公告式条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡和一

度会村公告式条例の一部を改正する条例

度会村公告式条例（昭和三十九年度会村条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表中「度会村の発行する「広報わたらい」紙上」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十五号

度会村交通安全対策協議会設置条例等の一部を改正する条例

例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村交通安全対策協議会設置条例等の一部を改正する条例

第一条 度会村交通安全対策協議会設置条例(昭和四十一年度会村条例第三十三号)

の一部を次のように改正する。

第七条中「村庁庶務課」を「総務課」に改める。

第二条 度村特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年度会村条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「村庁庶務課」を「総務課」に改める。

第三条 度会村青少年問題協議会設置条例(昭和四十一年度会村条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「村庁民政課」を「民生課」に改める。

第四条 度会村建設審議会条例(昭和三十一年度会村条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総務係」を「総務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十六号

度会村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例

度会村職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年度会村条例第十二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町制施行が

正式決定へ

来年一月度会町が誕生

昭和四十三年一月一日から度会村を度会町とすることが、九月県議会で承認、十月二十日付三重県公報で告示されました。

このあとは県知事から自治大臣にこの旨が進達され、自治省告示があつてその効力が生じます。

これで私たちの郷土「わたらい」が来年一月一日から新しく度会町としてスタートしますが、このことは郷土の榮譽であるとともに今後ますます飛躍発展することを誓う決意の表われといえます。

みなさまのご協力とご支援をお願いいたします。

三重県告示第六一七号(写)

地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)

第八条第三項の規定に基づき、昭和四十三年一月一日から、度会郡度会村を度会町とする。

昭和四十二年十月二十日

三重県知事 田 中 寛